

地域審議会合同会議を開催しました

11月25日(金)初めて全10地区の地域審議会が堂に会した「地域審議会合同会議」をマニッシュメント佐渡で開催しました。

昨年度市は各地区地域審議会から「新市建設計画」の地域振興のための基金の活用、「町名字名の取り扱い」についての答申を受けましたが今回は見直しを進められている「新市建設計画」について市長からの説明と質疑応答を行いました。会議では高野市長から財政計画の見直し状況について、合併時に財政計画を立てたが、国の進める三位一体改革(国庫補助負担金の一般財源化、地方交付税等の削減及び税源委譲)などにより、財政見通しが大きく変更したため、新市建設計画についても大幅な見直しが必要となった、「ごまごま」を説明し、続いて財政課から資料に基づいた説明を行いました。

その後の質疑では「地域審議会の役割をもっと市民に知らせたい」、「もっと詳しく情報公開をしてほしい」、「観光面でのPRをもっとすべき」など委員から要望が出されました。



市では、提出いただいた地域審議会の答申や今後の議会の中間報告等を受け、早急に新市建設計画の見直し作業を進める予定です。

「新市建設計画」とは

市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民に対して合併市町村の将来に関するビジョンを与え、合併の検討材料となるもので、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすもので、合併協議会により作成されました。合併特例法に示されている合併特例債などの国の財政支援措置の適応のために、「新市建設計画」に事業計画を位置づける必要があります。



【老齢基礎年金を受けるには?】

年金を受けるために

必要な期間

次の〃の期間を合計して、原則25年以上必要です。

- 国民年金保険料を納めた期間
- 国民年金保険料の全額免除を受けた期間
- 国民年金保険料の半額免除を受けて、半額納めた期間
- 国民年金保険料の学生納付特例を受けた期間
- 昭和36年4月以降の厚生年金・共済組合の加入期間
- 第3号被保険者の期間
- 国民年金に任意加入できるが、しなかった期間などの合算対象期間

年金額

年金額は、保険料を納めた期間や免除承認期間の違いによって差がでます。

- 例40年間納付 満額79万4500円
- (平成17年度の額)
- 25年納付 49万6600円
- 25年に満たないと 0円

老齢基礎年金計算式(〃、〃、〃は上記の期間)

$$794,500円 \times \frac{\text{〃の月数} + \text{〃の月数} \times 1/3 + \text{〃の月数} \times 2/3}{\text{加入可能年数} \times 12(\text{月})}$$

加入可能年数は生年月日より次のようになります。

生年月日	加入可能年数
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	39年
昭和16年4月2日以降	40年



省資源、再資源化をめざして

新潟県消費者協会両津支部

両津支部では、「佐渡の美しい自然をみんなの手で守る」を合い言葉に、省資源、再資源化活動を進めています。

平成10年には、「みみの減量化への啓発運動」として、県内に先駆けて「手作りマイバック」作りを開始しました。翌年はこの活動を拡大するため(財)省エネルギーセンター広報支援事業を活用し、レシ袋を辞退したら、どれくらじの減量化になるかを、100世帯の家庭に1か月間協力をお願いし調査を行いました。



くれた世帯にもお願いして「マイバック」運動を進めてきました。これからは、「この運動を継続し、佐渡の自然環境を次世代に残していく一助になれば」と思っています。このためにも、佐渡市誕生記念として各家庭に配布された「マイバック」を大いに活用してもらいたいと思います。

こちらは消費者協会です



その結果、大きな節約と省エネにつながることが数値で実証されたことから、調査結果を小冊子にまとめ発表し、県等の関係機関からも評価されました。その後も協力して

その他のリサイクル活動としては、廃油石けん作り、ウェス作り、リフォーム教室、エコキッチン教室なども定期的に実施しています。総会時には環境にやさしく、洗剤のいらぬ手作りマイクロタワシを全員に配布し喜ばれています。また、「支部だより」(年5～6回発行)では複雑多様化、高度化が進む情報化社会の中で、消費者の保護や健全な消費生活を送るための「ごまごま」に役立つ「ごまごま」情報を提供しています。これからは、リサイクル運動を活動の柱として行政と連携し「生き生きと暮らしやすい地域づくり」に向けての取り組みをしていくことが大きな役割と考えています。(支部では新会員を募集しています。)

相談コーナー

老齢基礎年金を請求しようとしたときに、受給資格期間(25年)が2年間足りなくて年金が受けられないのですが、どうしたらいいのでしょうか?

答 受給資格期間(25年)に足りない人は、60歳から65歳まで任意加入することができます。

今回の場合は、任意加入して保険料を納めれば年金を受けるための25年を満たすことができます。

また、65歳に達しても「受給資格期間が足りない」人で、70歳になるまでの期間で受給権が確保できる場合は、加入期間を70歳まで延長できます(昭和40年4月1日以前に生まれた人のみ)。

任意加入の手続きは、年金手帳(基礎年金番号を確認できるもの)、印鑑(世帯主が手続きする場合)をご持参のうえ、市民課 国民年金係、または各支所市民課 国民年金担当係の窓口に出向してください。

1月定例社会保険事務相談所(年金相談等)の開設について

- 佐和田商工会 ☎52 3148
- 18日(水)
- 受付 午後1時30分～3時30分
- 両津商工会 ☎27 5128
- 19日(木)
- 受付 午前9時～11時
- 小木町商工会 ☎86 2216
- 19日(木)
- 受付 午前9時～10時30分

問い合わせ先

- 市民課 国民年金係 ☎63 5112
- 各支所市民課 国民年金担当係
- または
- 新潟西社会保険事務所 ☎025 225 3001
- ねんきんダイヤル ☎0570 05 1165
- (年金請求などに関する相談) ☎0570 07 1165
- (年金を受けている方の相談)

